|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | | |  | | 提出日　　　　　年　　月　　日 | | | |
| **工　事　施　工　協　議　書** | | | | | | | | |
| 工事名 |  | | | 請負者 | |  | | |
| 路線等の名称 |  | | | 請負金額 | | 金．　　　　　　　　　　円 | | |
| 工事場所 |  | | | 工　　期 | | 着手 | | 年　月　日 |
| 完了 | | 年　月　日 |
| 工事概要 |  | | | | | | | |
| 実施工程表 | | 別添のとおり | | | | | | |
| 安全管理 | |  | | | | | | |
| 緊急時の体制及び対応 | |  | | | | | | |
| 交通管理 | |  | | | | | | |
| 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | |  | | | | | | |
| その他 | |  | | | | | | |
| 現場責任者 | |  | | 主任技術者 | | |  | |
| 専任監督員 | |  | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| （記載例） | | |  | | 提出日　　　　　年　　月　　日 | | | |
| **工　事　施　工　協　議　書** | | | | | | | | |
| 工事名 |  | | | 請負者 | |  | | |
| 路線等の名称 |  | | | 請負金額 | | 金．　　　　　　　　　　円 | | |
| 工事場所 |  | | | 工　　期 | | 着手 | | 年　月　日 |
| 完了 | | 年　月　日 |
| 工事概要 |  | | | | | | | |
| 実施工程表 | | 別添のとおり | | | | | | |
| 安全管理 | | (ｱ)一般事項  ①現場責任者として、作業員に作業内容、作業方法、作業範囲等の周知を行い、作業内容等の変更が必要となった場合は、作業員に対し変更内容の周知を図った上で作業を行います。  ②現場責任者が、やむを得ず現場を不在にする場合においても、現場の安全管理が適切に行われる体制を整えます。  (ｲ)安全指針等の遵守  ①土木工事標準仕様書及び施工に関わる各安全指針を遵守し、常に工事の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図ります。  (ｳ)誘導担当者の配置  ①建設機械作業を行う場合は、必ず誘導担当者を決め、接触事故が生じないよう誘導します。  ②現場責任者は、工事前にオペレーターと誘導担当者に合図・誘導の方法の他、オペレーターの視認性に関する死角についても周知します。 | | | | | | |
| 緊急時の体制及び対応 | | (ｱ) 緊急時の体制  大雨、出水、強風等の異常気象時又は地震発生時において、災害発生の恐れがある場合、災害対策組織による体制を整え、必要に応じて工事現場内及びその周辺を巡回し警戒にあたる。また、工事現場内において災害が発生した場合は、ただちに災害対策の体制により災害対策部長以下、災害対策組織の職務分担により行動する。  (ｲ) 南海トラフ地震臨時情報に伴う臨機の措置  南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合には、継続的に地震関連情報の収集に努め、次の確認を行い、必要な保全措置を講じる。  ① 作業員や必要に応じ第三者に情報伝達するとともに、避難場所や避難経路等の緊急避難措置の再確認を行う。  ② 工事中の構造物及び仮設構造物に対し、必要な補強・落下防止等の保全措置が実施されているかの確認を行う。  ③ 有事の際に甚大な被害を及ぼす可能性がある工事を行っている場合は、その対応について早急に監督員と協議する。  (ｳ) 事故発生時の措置  ① 付近の病院、所轄警察署、労働基準監督署などの関係機関等の連絡先を常に携帯します。  ② 事故が発生した場合、第三者及び作業員の人命の安全確保を優先するとともに、直ちに関係機関（所轄警察署、労働基準監督署等）及び監督員に連絡します。  ③ 事故後の工事再開等については、監督員と協議の上で行います。 | | | | | | |
| 交通管理 | | 保安設備配置計画図に基づき工事標識、保安設備を完備するとともに、特に夜間交通に対するバリケード、保安灯などの配置には注意する。また、交通誘導警備員を配置計画図に基づき配置し、一般交通及び歩行者に対する安全を確保する。  (ｱ) 運搬に対する交通管理  ① ダンプトラックには、当該工事の工事用車両であることを車両前部に表示し責任運行を行う。  ② 通学時間帯(○時～○時)の運行自主規制を徹底する。  ③ 運搬指定経路の通行を厳守するとともに、現場内は徐行運転する。  ④ 過積載運搬を防止するための対策を行う。  ・以上のことにつき、下請負契約における受注者を指導する。 | | | | | | |
| 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法 | | 建設副産物適正処理推進要綱、再生資源の利用の促進について及び愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱を遵守して、以下のとおり建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図る。また、産業廃棄物を運搬する車両には、定められた表示及び書面の備え付け(携帯)を徹底する。なお、監督員から受領した建設リサイクル法通知済ステッカーを工事現場の標識など公衆が見やすい場所に貼付する。  (ｱ) 再生資源の利用の促進について計画書及び実施書を提出する。（請負代金100 万円以上）  ①再生資源利用計画書（様式１）及び再生資源利用実施書（様式１）  ②再生資源利用促進計画書（様式２）及び再生資源利用促進実施書（様式２）  (ｲ) 建設副産物の適正処理  ①搬出する産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により、適正に処理されていることを確認するとともに、マニュフェスト管理台帳を作成し管理する。 | | | | | | |
| その他 | | 設計図書で施工計画書に明記又は記載するよう指定されているもの及び監督員の指示事項を記述する。 | | | | | | |
| 現場責任者 | |  | | 主任技術者 | | |  | |
| 専任監督員 | |  | |